

第17期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年9月29日（火曜日）午前10時00分

受付開始：午前9時00分

開催場所

大阪府大阪市北区茶屋町19番19号

ホテル阪急インターナショナル 6階「瑞鳥」

決議事項**第1号議案** 剰余金処分の件**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件**目 次**

ごあいさつ

第17期定時株主総会招集ご通知…………… 1

事業報告…………… 6

計算書類…………… 36

監査報告…………… 40

株主総会参考書類…………… 48



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5074/>



ごあいさつ



テスホールディングス株式会社
代表取締役社長
山本 一樹

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社第17期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

世界的な脱炭素化の潮流が加速する中、日本においてはGX（グリーン・トランスフォーメーション）に関する政策の推進や脱炭素投資の拡大が進められております。また、企業による脱炭素経営やサステナビリティへの取り組みに対する要請が高まる中、省エネルギーや再生可能エネルギーに対する需要は引き続き拡大しております。

当社グループは「再生可能エネルギーの主力電源化」「省エネルギーの徹底」及び「エネルギーのスマート化」を事業領域として、顧客企業の脱炭素化支援と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進し、時代の要請にお応えしてまいりました。

2024年に策定・公表した中期経営計画「TX2030」では、これまで展開してきた「省エネ・再エネソリューション事業」に加え、「蓄電システム関連事業」と「資源循環型バイオマス燃料事業」を注力事業分野に位置付け、成長投資を進めております。特に「蓄電システム関連事業」においては、複数の大口案件を含む受注をいただき、案件が更に積み上がってきたほか、受注済の案件につきましても工事が順調に進捗しており、これらが業績にも着実に寄与してきております。また、自社が保有するFIT太陽光発電所のFIP転換と蓄電池設置・運用も開始し、実運用を通じた知見やノウハウの蓄積を進めております。

今後も注力事業分野を中心に成長投資と経営リソースを集中させ、取り組みを推し進めていくことで、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 5074
(発送日) 2026年9月14日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月4日

株 主 各 位

大阪府大阪市淀川区西中島
六丁目1番1号
テスホールディングス株式会社
代表取締役社長 山 本 一 樹

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tess-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5074/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「5074」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年9月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

1 インターネット等による議決権行使について

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、本株主総会日時の直前の営業時間終了時である2026年9月28日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

2 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、本株主総会日時の直前の営業時間終了時である2026年9月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使に際しましては、4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年9月29日（火曜日）午前10時00分（受付開始午前9時00分） |
| 2. 場 | 所 | 大阪府大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル 6階「瑞鳥」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第17期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従って、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎当日は、お土産のご用意はございません。

【ご案内】株主懇談会のお知らせ

本株主総会終了後、株主懇談会の開催を予定しておりますので、お時間の許す株主の皆様は引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2026年9月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する
賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示の上、切手を貼ら
ずにご投函ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株

X X X X 株 X X 月 X X 日

1. _____
2. _____

ロザイン用QRコード
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
見本
XXXX
〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

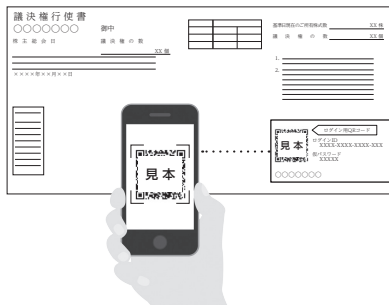
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が不明な
場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、世界的な資材価格やエネルギー価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化、イランを含む中東地域における地政学リスクの高まり、円安による影響等、依然として景気の先行きの見通しが難しい状況が続いております。

当社グループが事業を行うエネルギー業界においては、2015年の国連による持続可能な開発目標（SDGs）（※1）の提唱や、パリ協定（※2）締結を契機に、引き続き世界的にエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みが加速しております。日本においても、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画（※3）では、2050年カーボンニュートラルの実現と、2040年度の新たな温室効果ガス排出削減目標（2013年度比73%削減）に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。引き続き徹底した省エネルギーの更なる追求が求められると共に、2040年には国内電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を40～50%程度（2024年度は23.1%）にする目標が掲げられております。また、同時にGX2040ビジョン（※4）及び地球温暖化対策計画（※5）が閣議決定され、エネルギー基本計画と一体的にエネルギー安定供給確保、経済成長及び脱炭素を同時実現するための長期戦略が示されました。

このような外部環境の中、当社グループは、「Total Energy Saving & Solution」の経営理念のもと、「再生可能エネルギーの主力電源化」「省エネルギーの徹底」及び「エネルギーのスマート化」の3つの事業領域に注力しながら事業を展開しております。

当連結会計年度の経営成績として、売上高は51,217百万円（前年同期比39.6%増）、営業利益は5,326百万円（前年同期比109.0%増）、経常利益は3,834百万円（前年同期は経常損失641百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,123百万円（前年同期比936.6%増）となりました。なお、経営成績に関する主な増減要因につきましては、2026年8月14日に開示いたしました「2026年6月期決算説明資料」も併せてご参照ください。

セグメントごとの経営成績については、以下のとおりであります。

ア. エンジニアリング事業

(受託型)

省エネルギー系設備における顧客の省エネ、コスト低減、環境対策等のニーズに応じたエンジニアリング、再生可能エネルギー系設備の一部における、顧客取得のFIT認定やFIP認定（※6）を活用した発電施設や自家消費発電設備のエンジニアリング等、顧客からEPCを受託する形態であり、受託したEPCによる売上を一定の期間にわたり収益を認識する方法に従って計上しております。

当連結会計年度においては、コージェネレーションシステム（※7）や燃料転換設備（※8）、ユーティリティ設備（※9）等の省エネルギー系設備に関するEPCにつきましては、前年同期に工事進捗が高水準で推移した影響により前年同期比で売上が減少いたしました。一方で、再生可能エネルギー系設備に関するEPCにつきましては、蓄電システム案件の増加により順調に推移し、エンジニアリング事業（受託型）につきましては、前年同期比で売上が増加いたしました。

(開発型)

当社グループが用地取得(又は賃借)、許認可及び権利等の取得、EPC等を主体的に関与し、開発に関する一連のソリューションを顧客に提供する形態であります。

当連結会計年度においては、静岡菊川蓄電所及び東京センチュリー株式会社が組成する合同会社の系統用蓄電所のEPC等が順調に進捗したことから、前年同期比で売上が増加いたしました。

以上の結果、エンジニアリング事業につきましては、売上高は22,197百万円（前年同期比32.8%増）、セグメント利益は1,274百万円（前年同期比254.0%増）となりました。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む売上高は22,203百万円（前年同期比22.4%増）となりました。

イ. エネルギーサプライ事業

(再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電)

太陽光発電所を中心として、FIT制度（※10）又はFIP制度（※11）を活用した再生可能エネルギー発電所やFIT制度又はFIP制度を活用しないオンサイトPPAモデル（※12）による再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を行っております。

当連結会計年度においては、前連結会計年度に「福岡みやこメガソーラー発電所」（所在地：福岡県京都郡みやこ町、発電容量：約67.0MW）を運営する合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とする匿名組合の匿名組合出資持分全部を取得し連結子会社化したことに加え、「佐賀伊万里バイオマス発電所」（所在地：佐賀県伊万里市、発電容量：46.0MW）の営

業運転を開始したこと及び前年同期比でオンサイトPPAモデルにおける電力供給サービスが約12.1MW（供給先9件）増加したこと等により、連結子会社の保有分における件数及び発電容量が増加し、前年同期比で売電収入に伴う売上が増加いたしました。

	前連結会計年度末		当連結会計年度末		増減	
	件数 (件)	発電容量 (MW)	件数 (件)	発電容量 (MW)	件数 (件)	発電容量 (MW)
連結子会社の 保有分	119	369.4	129	383.5	10	14.1
内、FIT制度 及びFIP制度	68	311.6	69	313.6	1	2.0
内、オンサイト PPAモデル	51	57.8	60	70.0	9	12.1
当社グループ出資 先の保有分	11	29.2	11	29.2	0	0
合計	130	398.6	140	412.7	10	14.1

（注）当社グループ出資先の保有分は、持分法適用関連会社及び匿名組合出資を行う合同会社を営業者とする匿名組合であります。また、当社グループ出資先の保有分は、全てFIT制度を活用した再生可能エネルギー発電所による件数及び発電容量であります。

（オペレーション&メンテナンス（O&M））

顧客企業との定期契約によるメンテナンス業務及び24時間遠隔監視サービスに加え、不定期に発生するメンテナンス業務（消耗品の交換や法定検査等によるメンテナンス業務等の発生の予想可能なものと、顧客設備の故障による修理・交換等のメンテナンス業務等の発生の予想困難なもの）を行っております。

当連結会計年度においては、顧客設備の故障による修理・交換等の不定期に発生するメンテナンス業務を主な要因として、前年同期比で売上が増加いたしました。

（電気の小売供給）

北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州の9電力エリアにて法人顧客向けに電気の供給を行っております。また、デマンドレスポンス（DR）（※13）技術やバーチャルパワープラント（VPP）（※14）技術を用いて、需要側が所有する分散型エネルギーリソース（※15）を取りまとめし、調整力として供給するERAB（※16）サービスのほか、コージェネレーションシステムを運用する顧客に対して行う燃料供給サービスを行っております。

当連結会計年度においては、顧客向けの電力料金が日本卸電力取引所（JEPX）のスポット価格と連動する市場連動型メニューによる供給量が拡大したことから、前年同期比で売上が増加いたしました。

(資源循環型バイオマス燃料供給)

日本国内のバイオマス発電所に向けたPKS (※17) 燃料販売事業を行っております。

当連結会計年度においては、連結グループである「佐賀伊万里バイオマス発電所」向けのPKS燃料販売は順調に推移 (内部取引により連結消去) したものの、連結グループ外向けのPKS燃料販売を行わなかったことから売上計上はございませんでした。

以上の結果、エネルギーサプライ事業につきましては、売上高は29,019百万円 (前年同期比45.4%増)、セグメント利益は3,420百万円 (前年同期比39.8%増) となりました。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含む売上高は29,034百万円 (前年同期比45.4%増) となりました。

【注釈一覧】

(※1) 持続可能な開発目標 (SDGs) :

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で発展途上国のみならず先進国自身が取り組むべき事項として掲げられた国際社会共通の目標であり、エネルギー、経済成長と雇用、気候変動等に対する取り組みをはじめとして計17の目標にて構成されております。

(※2) パリ協定:

第21回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) にてCO₂排出量に削減目標を定める温暖化対策の世界的枠組みとして日本を含め196の国々による合意に基づき2015年12月に採択された国際協定であります。

(※3) エネルギー基本計画:

エネルギー政策基本法第12条に基づき制定される、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るためのエネルギーの需給に関する基本的な計画のことです。

(※4) GX2040ビジョン:

将来の見通しに対する不確実性が高まる中、GX (グリーントランスフォーメーション) に向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示すものであります。

(※5) 地球温暖化対策計画:

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されているものであります。

(※6) FIT認定やFIP認定:

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定される、経済産業大臣による再生可能エネルギー発電事業計画の認定のことです。

(※7) コージェネレーションシステム (CGS: Co-Generation System) :

分散型エネルギーリソースの一つで、発電と同時に発生する熱を冷暖房や生産プロセスに利用する熱電併給システムのことであります。CHP: Combined Heat & Powerと呼称される場合もあります。

(※8) 燃料転換設備:

工場の熱源として利用する燃料を石油から天然ガスへ転換するための設備のことであります。

(※9) ユーティリティ設備:

工場の生産設備の稼働に必要な電気、蒸気、水、圧縮空気、燃料等を供給する設備のことであります。

(※10) FIT制度:

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーで発電した電力を、電気事業者が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度であります。

(※11) FIP制度:

再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、基準価格 (FIP価格) と市場価格の差額をプレミアム額として交付する制度のことであります。

(※12) オンサイトPPAモデル:

当社グループが発電事業者として、自家消費型太陽光発電所等の所有・維持管理等を行い、当該発電所等から発電された電力を需要家に供給する契約方式のことであります。

(※13) デマンドレスポンス (DR) :

需要家側エネルギーリソース (※18) の所有者若しくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させることであります。

(※14) バーチャルパワープラント (VPP) :

IoT技術を活用して分散型エネルギーリソースを遠隔から統合制御し、1つの発電所のように機能させることによって、電力の需給バランスを調整することです。

(※15) エネルギーリソース:

電気や熱等のエネルギーを供給又は貯蔵することができる設備 (発電システム、蓄電池システム、ボイラ) 等のことであります。

(※16) ERAB (Energy Resource Aggregation Businesses) :

DRやVPPを用いて、一般送配電事業者、小売電気事業者、需要家、再生可能エネルギー発電事業者といった取引先に対し、調整力、インバランス (※19) 回避、電力料金削減、出力制御回避等の各種サービスを提供することです。

(※17) PKS:

Palm Kernel Shellの略称で、パーム椰子の種からパーム油を搾油した後に残った椰子殻のことであります。

(※18) 需要家側エネルギーリソース：

需要家の受電点以下（behind the meter）に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電設備、需要設備）を総称するものであります。

(※19) インバランス：

電気の小売供給において小売電気事業者が事前に策定した需要調達計画と実績の差分のことです。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7,362百万円（未実現利益調整後）となりました。セグメントごとの主な設備投資（未実現利益調整前）は、次のとおりであります。なお、セグメントごとの主な設備投資（未実現利益調整前）は、主に当社の連結子会社であるテス・エンジニアリング株式会社が連結グループ内に向けて実施した再生可能エネルギー発電所のEPCにおける利益が付加されているため、当連結会計年度における設備投資の総額（未実現利益調整後）は、連結グループ内で計上された利益を消去しております。

（エンジニアリング事業）

当連結会計年度の設備投資金額は、8百万円でした。これらは主に工事現場用の設備等の取得によるものです。

（エネルギーサプライ事業）

当連結会計年度の設備投資金額は、9,037百万円でした。これらは主に再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電を目的としたバイオマス発電所、太陽光発電所（オンサイトPPAモデル含む）及び太陽光発電所に併設する蓄電池の新規開発・運用に係る投資等によるものです。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは運転資金及び設備投資資金に充当するため、金融機関より長期借入金5,986百万円を調達いたしました。また、当社グループは、機動的かつ安定的な資金調達のために、金融機関との間で18,700百万円の貸出コミットメントライン契約と総額3,950百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 重要な企業再編等の状況

「（3）重要な子会社及び関連会社の状況」をご参照ください。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2023年 6 月期)	第 15 期 (2024年 6 月期)	第 16 期 (2025年 6 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2026年 6 月期)
売上高 (百万円)	34,415	30,643	36,684	51,217
経常利益 又は経常損失 (△) (百万円)	5,518	7,660	△641	3,834
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,592	1,185	204	2,123
1 株当たり当期純利益 (円)	51.05	16.82	2.91	30.11
総資産 (百万円)	94,089	119,128	151,262	164,946
純資産 (百万円)	28,340	41,796	42,853	52,417
1 株当たり純資産額 (円)	401.08	588.72	603.51	737.76

(注) 当社は、2023年 6 月30日の株主確定日における株主に対し、一部コミットメント型ライツ・オファリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第 14期の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2023年 6 月期)	第 15 期 (2024年 6 月期)	第 16 期 (2025年 6 月期)	第 17 期 (当事業年度) (2026年 6 月期)
営業収益 (百万円)	1,090	2,701	1,971	2,444
経常利益 (百万円)	74	1,250	498	803
当期純利益 (百万円)	47	1,233	522	643
1 株当たり当期純利益 (円)	0.67	17.50	7.41	9.13
総資産 (百万円)	17,865	42,425	50,925	55,909
純資産 (百万円)	17,028	30,813	30,090	30,995
1 株当たり純資産額 (円)	241.77	436.99	426.71	438.76

(注) 当社は、2023年 6 月30日の株主確定日における株主に対し、一部コミットメント型ライツ・オファリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第 14期の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金又は 出資金 (百万円)	当社の議決権比率 又は匿名組合出資 金の出資比率 (%)	主要な事業内容
連結子会社			
テス・エンジニアリング株式会社	100	100.0	EPC事業・再生可能エネルギー発電事業・運営事業
共立エンジニアリング株式会社	20	100.0 (100.0)	工場向けユーティリティ設備の新設・リニューアル工事
プライムソーラー合同会社	50	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
テス・アセットマネジメント合同会社	1	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー運営事業
エナジーアンドパートナーズ株式会社	120	61.0 (61.0)	太陽光発電事業
合同会社T&Mソーラー	0	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
合同会社ソーラーエナジー・クリエイト	0	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
合同会社淡路佐野ソーラーパワーを営業者とする匿名組合	300	45.0 (45.0)	太陽光発電事業
霧島万膳地熱エネルギー合同会社	1	100.0 (100.0)	地熱発電事業
合同会社高知室戸ソーラーパワーを営業者とする匿名組合	900	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
合同会社千葉香取ソーラーパワーを営業者とする匿名組合	490	100.0 (100.0)	太陽光発電事業

会社名	資本金又は 出資金 (百万円)	当社の議決権比率 又は匿名組合出資 金の出資比率 (%)	主要な事業内容
PT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENT	千米ドル 22,035	100.0 (99.0)	バイオマス燃料の研究・ 開発
合同会社茨城牛久ソーラーパワーを営業者とする 匿名組合	1,100	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
プライムソーラー 2 合同会社を営業者とする匿名 組合	1,013	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
PTEC SINGAPORE PTE. LTD.	千シンガポー ルドル 1	100.0 (100.0)	バイオマス燃料の仕入・ 卸売販売
PT INTERNATIONAL GREEN ENERGY	百万インドネ シアルピア 31,656	99.0 (99.0)	バイオマス燃料の輸出販 売
プライムソーラー 3 合同会社	50	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
合同会社熊本錦グリーンパワー	1	100.0 (100.0)	バイオマス発電事業
株式会社伊万里グリーンパワー	100	100.0 (100.0)	バイオマス発電事業
合同会社群馬谷川岳 hidro パワー	0	80.0 (80.0)	水力発電事業
合同会社福岡みやこソーラーパワーを営業者とす る匿名組合	3,140	100.0 (100.0)	太陽光発電事業
テスロジスティクス合同会社	5	100.0 (100.0)	バイオマス燃料に関する 貿易・売買・輸送

会社名	資本金又は 出資金 (百万円)	当社の議決権比率 又は匿名組合出資 金の出資比率 (%)	主要な事業内容
持分法適用関連会社			
インテリジェントソーラーシステム株式会社	15	40.0 (40.0)	太陽光発電監視システムの保守
三重エネウッド株式会社	80	28.6 (28.6)	バイオマス発電事業
VTユーティリティーズサービス株式会社	30	49.0 (49.0)	水、廃棄物、エネルギー分野におけるユーティリティマネジメントサービス事業
TOLLCUX INVESTMENTS LIMITED	百万ポンド 14	20.0 (20.0)	英国系統用蓄電事業

- (注) 1. 「資本金又は出資金」欄には、株式会社及び合同会社については資本金の金額、匿名組合については匿名組合出資金の総額を記載しております。
2. 「当社の議決権比率又は匿名組合出資金の出資比率」欄には、株式会社及び合同会社については議決権比率、匿名組合については匿名組合出資金の出資比率を記載しております。
また、()内は、間接保有比率又は間接出資比率を内数で示しております。
3. 当社の持分法適用関連会社であるVTユーティリティーズサービス株式会社は、2026年3月31日開催の同社の定時株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

国内外でエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みが加速する中、当社グループとしては、顧客の高まる脱炭素ニーズやエネルギー分野の多様化するニーズに対応するため、総合的なエネルギーソリューションの更なる強化・拡大が重要であると認識しております。また、この認識に加えて、昨今の当社グループを取り巻く経営環境の変化を踏まえた上での対処すべき課題に対して、当社グループでは2024年8月14日に発表いたしました「TX2030 TESS Transformation 2030 / TESSグループ 中期経営計画（2025-2030）」に掲げる取り組みを含め、以下の項目に取り組んでまいります。

TX2030 TESS Transformation 2030 / TESSグループ 中期経営計画（2025-2030）

<企業価値の向上に向けた方針>

- ・ ROE/ROIC重視経営
- ・ 成長投資と株主還元
- ・ ESG経営の推進

<注力事業分野>

- ・ 系統用蓄電所の開発
- ・ FIT太陽光のFIP転＋蓄電池併設
- ・ 資源循環型バイオマス燃料事業
- ・ 省エネ・再エネソリューション（太陽光・CGS等既存分野）

①再生可能エネルギー分野への取り組み

（太陽光発電への取り組み）

ア．自家消費用途の太陽光発電システムに対する取り組み

当社グループでは、更なる導入拡大が求められていることを踏まえ、自家消費用途の太陽光発電システムへの取り組みを進めております。当連結会計年度末現在においては、自家消費型太陽光発電システムによるオンサイトPPAモデルを活用した電力供給サービスを供給先60件（発電容量合計約70.0MW）に対して提供しております。自家消費型オンサイトPPAモデルは、需要家の再生可能エネルギー電気の利用に際して、太陽光発電システム導入に関わる初期投資が不要であるほか、停電時にも太陽光発電システムから必要な電力を供給することができるため、需要家の脱炭素ニーズとBCP対策の両方に貢献することができるサービスとなっております。

自家消費用途の太陽光発電システムの導入にあたっては、オンサイトPPAモデルのほか、顧客

が設備を買い取る形でのEPC提案も可能であり、当社グループでは、顧客のニーズに合わせた提案を行っていくことで導入数の拡大を図っていく方針としております。また、当社グループが電気の小売供給を通して培った需給管理に関する知見を活用しながら、余剰電力の有効活用にも取り組んでまいります。

更に、当社グループでは、太陽光発電システムを設置いただいた顧客企業に対して更なる脱炭素ソリューション提案に繋げる取り組みも進めております。

イ. FIT制度を活用した太陽光発電所に対する取り組み

日本国内において再生可能エネルギー発電の普及に寄与したFIT制度は、再生可能エネルギー発電促進賦課金に対する電気使用者の費用負担軽減の観点から、新たに取得するFIT認定において固定買取価格が制度開始時と比べて低下、又は買取価格の決定方法が入札となることやFIP制度への移行等、見直しが行われております。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴って、電力の需給量を調整するために一般送配電事業者から要求される出力制御が九州エリアをはじめとする日本全国に拡大しております。

当社グループでは、これらの状況を踏まえ、特に出力制御の増加が見込まれる九州エリアにおいてFIT制度を活用した自社太陽光発電所について、蓄電池を併設したFIP制度への転換を図ることによって、出力制御の影響を抑えつつプレミアム交付による売電収入の向上に取り組んでまいります。また、今後は、自社太陽光発電所における取り組みを通して培った知見をもとに、顧客のFIT制度を活用した太陽光発電所に対しても蓄電池を併設したFIP制度への転換を提案していくことによって、蓄電池によるEPCを拡大していくことに加え、当社グループが持つ需給管理に関する知見を活用しながらFIP制度への転換後における発電量予測や蓄電池の充放電の運用管理まで一貫して受託することで、ストックビジネスの獲得にも繋げていく方針としております。

(バイオマス発電への取り組み)

当社グループでは、ストックビジネスの充実による安定した経営基盤を構築するための一環として、太陽光発電所以外の再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電に向けた取り組みも行っております。2014年11月からは持分法適用関連会社である三重エネウッド株式会社にて近隣地域で流通する木質チップを燃料とするバイオマス発電を行っており、2023年9月からは熊本県球磨郡錦町において連結子会社の合同会社熊本錦グリーンパワーにて地域の木質資源を活用する木質バイオマス発電所の発電事業を開始いたしました。また、2025年4月からは佐賀県伊万里市において連結子会社の株式会社伊万里グリーンパワーにてPKS等のバイオマス燃料を活用する大型バイオマス発電所の発電事業を開始いたしました。

(バイオマス資源の有効利用への取り組み)

当社グループでは、バイオマス資源の有効利用に加えて、今後見込まれるバイオマスエネルギー市場の成長を背景に、バイオマス燃料の安定供給を目的として、2018年10月にインドネシアに設立した連結子会社のPT PTEC RESEARCH AND DEVELOPMENTにおいて、パーム産業における残渣物であるEFB等を活用したバイオマス燃料の低コストかつ安定的な大量生産に向けた製造に関する研究開発を開始いたしました。2026年7月には、インドネシア 北スマトラ州 セイマンケイ工業団地においてEFBペレット製造の実証を行う工場が完工し、実証を通じて大規模商業化の実現を目指してまいります。

また、同じくインドネシアにて2020年3月に連結子会社化したPT INTERNATIONAL GREEN ENERGYでは、日本国内のバイオマス発電所に向けたPKS燃料販売事業を展開しております。今後もインドネシアにおけるバイオマス資源の安定調達先の確保に取り組むと共に、連結子会社の株式会社伊万里グリーンパワーの大型バイオマス発電所に加え、日本国内のバイオマス発電事業者や燃料商社等の顧客に向けた供給の拡大を目指してまいります。

(系統用蓄電所に関する取り組み)

当社グループでは、今後、定置用蓄電池の導入拡大が見込まれていることや、容量市場の一部として2024年1月に「長期脱炭素電源オークション」が開始されたことを踏まえ、系統用蓄電所の開発を進めております。系統用蓄電所の開発にあたっては、当社グループがこれまでFIT制度を活用した太陽光発電所の開発を通して培ってきた知見等を活かすことで、開発パイプラインの拡大を目指してまいります。

「長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）」では、静岡菊川蓄電所を落札し、当該開発プロセスを通して、より実践的な系統用蓄電所の開発、EPC及び運用管理等に関する知見の蓄積に取り組んでおります。

また、複数の電力市場（マーチャント）の活用を前提とした開発型EPC及び顧客からの引き合いによる受託型EPCに注力しており、系統用蓄電所に関する取り組みの拡大を進めております。

②省エネルギー分野への取り組み

(省エネルギー分野における事業領域の拡大)

当社グループは、エネルギー消費量の削減やエネルギーコストの削減を求める顧客に対して、工場や事業所の省エネルギー診断を行い、コージェネレーションシステムや燃料転換設備、各種ユーティリティ設備等の省エネルギー設備を導入し、当社グループがO&M、監視及び制御を行うことによって、顧客にとって最適な設備利用及びエネルギー利用を可能とするワンストップ・

ソリューションを提供しております。

徹底した省エネルギーの更なる追求が求められる中、当社グループでは、これまで培ってきた技術力や知見等を活用しながら、顧客に対して更なる省エネルギーの提案を行っていくと共に、事業領域の拡大や高まるアウトソーシング需要にも応えてまいります。

③エネルギーのスマート化に対する取り組み

（分散型エネルギーリソースの有効活用）

当社グループが取り組むエネルギーのスマート化とは、ICTやIoT技術を活用し、多種多様なエネルギーリソースと需要設備をコントロールし、効率的なエネルギー利用により省エネルギーを促進することをいいます。その一環として、当社グループは、自社開発のエネルギーマネジメントシステムである「TESS WebView」を顧客に導入し、エネルギー最適制御を行うためのプラットフォームを構築しております。また、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係るエネマネ事業者（※１）として顧客に向けたエネルギー管理支援サービスを提供しております。

また、当社グループでは、コージェネレーションシステムや自家発電設備、太陽光発電システム、蓄電システム等を通して獲得した顧客基盤を活用しながら、需要家が所有する分散型エネルギーリソースを有効活用し、更に価値を向上させていくことを目的に、当社グループがアグリゲーションコーディネーターとして供給力を取りまとめ、需給調整市場や容量市場での活用を行ってまいります。

（電力品質確保への対応）

再生可能エネルギー発電設備の普及と共に、電力の需給量を調整するために一般送配電事業者から要求される出力制御に対し、オンライン化を進め、自動で制御量を最適化することによって、効率的で最適なエネルギー利用を目指しております。

④事業拡大のための取り組み

（技術基盤の拡大）

当社グループは、電気、冷熱、温熱、IT・通信、総合技術が求められるコージェネレーションシステムのEPCを通して技術基盤を確立し、太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、燃料転換、省エネルギー等のエネルギーソリューションを展開してまいりました。

また、高まる脱炭素ニーズに対応するため、蓄電池をはじめとする新しいエネルギー分野（バイオマス燃料、ERAB、水素等）に既存の技術基盤を応用し展開していくことで、最適なエネルギーソリューションを提供してまいります。

（優良事業に対する投資）

当社グループは、これまで実施してきた再生可能エネルギー発電所の所有に関する投資を継続していくことに加え、電力系統の安定化に寄与する蓄電システム関連事業や、バイオマス燃料の低コストかつ安定的な大量生産に向けた製造設備等への成長投資を行っていくほか、エネルギー分野におけるアウトソーシング需要に資する事業等、総合的なエネルギーソリューションの更なる強化・拡大に向けた投資も検討してまいります。

当社グループにおける投資判断では、自社戦略との整合性、既存事業とのシナジー及び事業の内部収益率（IRR）を重視しており、投資実行にあたっては、資本効率向上を目指し収益性・事業リスクを考慮した上で借入等の外部資金も活用していく方針であります。

（パートナーシップの強化）

当社グループは、顧客の抱えるエネルギー課題に対して当社グループ内のリソースを中心としてソリューションを提供するための事業基盤を構築してまいりました。エネルギー分野やIT分野において技術革新が加速度的に進む中で、当社グループは持続的な成長を図るために、有力なパートナー企業開拓及び連携強化を検討してまいります。

（人材・組織強化）

エネルギー業界は規制緩和等によりビジネスチャンスが広がる一方で蓄電池技術、水素技術等の新たな技術を用いた製品、AI技術やIoT技術を利用したエネルギーマネジメントサービスが台頭し、新規企業の参入、大手電力会社やガス会社による新規製品・サービスの開発が進められております。当社グループにおいてもこれらの技術革新に対応し、新規製品・サービスを展開していく方針であります。そのためには各分野で優位性を継続できる戦略立案と実行できる人材育成（新規事業の立ち上げ、社内でイノベーションを起こす人材育成等）、変化する市場に適切に対応できる柔軟性を持った組織力の強化、多角化による分断が生じない統率力の強化が必要となります。

また、国内外でエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みが加速する中、顧客からの引き合いが当社グループのリソースを上回っている状況が継続していることから、当社グループの営業部門やエンジニアリング部門を中心とした人員増強に取り組む必要があります。このような状況を踏まえ、当社グループでは、注力事業分野への積極的な採用や適切な人員配置に加え、教育機会の拡充やスピード感を意識した役割と権限委譲、能力を重視した人事評価制度の構築を進めております。今後は、これらの取り組みを加速させると共に人材育成、組織力強化、統率力強化のための投資を推進していくことで、企業グループとしての経営基盤をより強固なものにしてまいります。

(ESG推進活動への取り組み)

当社グループは、長期的かつ持続的に成長可能なグループ経営のため、気候変動リスク対応や人材の多様化をはじめとするESG（※２）推進活動に取り組んでおります。2022年7月1日にESG推進委員会を新たに設置し、ESG推進の年間計画、ロードマップ、ESG方針の策定やマテリアリティ（重点課題）の特定に加え、ESG推進に向けた取り組みを更に加速していくため、国際的なイニシアチブやESGに関する国内プログラムへの参加を進めております。

進捗状況等を積極的に開示していくと共に、ステークホルダーとの対話も進めていくことで、当社グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。

(気候変動リスクと機会に対する取り組み)

当社グループは、気候変動リスクと機会に対する取り組みとして、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、2022年9月にTCFD提言に基づく気候変動に関する情報の開示を行いました。TCFD提言に基づき、気候変動に関するガバナンス体制及びリスクマネジメント体制を強化すると共に、当社グループの事業におけるリスクと機会の分析や、その財務的な影響、気候変動に関連した経営指標についての情報開示に努めております。当社グループのTCFD提言に基づく気候変動対応の詳細の開示内容は、次のURLからご覧いただくことができます。

（当社ホームページ） <https://www.tess-hd.co.jp/sustainability/environment/tcfid>

【注釈一覧】

（※１）エネマネ事業者：

「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業）」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（省エネルギー投資促進支援事業）」において、一般社団法人環境共創イニシアチブが指定する計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを用いて、エネルギー管理支援サービスを提供する事業者のことです。

（※２）ESG：

Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の３つの頭文字からなる企業活動の社会持続性に関する指標のことです。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて「Total Energy Saving & Solution」を経営理念として掲げ、「再生可能エネルギーの主力電源化」「省エネルギーの徹底」及び「エネルギーのスマート化」を注力領域とし、独立系の立場を活かして、産業分野の様々な顧客が抱える環境対策、省エネ対策、エネルギーコスト対策等の課題を解決するための総合的なソリューションを提供しております。

当社グループは、都度受注（フロー）型ビジネスである「エンジニアリング事業」及びランニング収益（ストック）型ビジネスである「エネルギーサプライ事業」を展開しており、相互に繋がりを持った両事業を軸に、顧客に対してエネルギー分野に関するワンストップ・ソリューションを提供しております。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業は、エネルギープラントやユーティリティ設備のEPCを行っており、再生可能エネルギー領域と省エネルギー領域の2つを主たる事業領域としております。

（エネルギーサプライ事業）

エネルギーサプライ事業は、再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電、オペレーション&メンテナンス（O&M）、電気の小売供給、資源循環型バイオマス燃料供給及びその他の各種サービス（コージェネレーションシステムを運用する顧客に対する燃料の供給等）を提供しております。

<当社グループの事業内容>

エンジニアリング事業	再生可能エネルギー系設備 ・太陽光発電システム ・バイオマス発電システム ・蓄電システム 他
	省エネルギー系設備 ・コージェネレーションシステム ・LNGサテライトシステム ・ユーティリティの省エネルギーシステム 他
エネルギーサプライ事業	再生可能エネルギー発電所の所有・運営・売電
	オペレーション&メンテナンス（O&M） （24時間遠隔監視サービス、エネルギーマネジメントサービス含む）
	電気の小売供給（アグリゲーションサービス含む）
	資源循環型バイオマス燃料供給
	その他の各種サービス

(6) 主要な事業所等 (2026年6月30日現在)

① 当社の事業所

事業所名	所在地
大阪本社	大阪市淀川区
東京本社	東京都中央区

(注) 2025年7月1日付で「東京オフィス」を「東京本社」に改称し、大阪本社との二本社制としております。

② 重要な子会社の事業所及び主要な再生可能エネルギー発電所
(事業所)

会社名	事業所名 (所在地)
テス・エンジニアリング株式会社	大阪本社 (大阪市淀川区) 東京本社 (東京都中央区) 東北支店 (仙台市宮城野区) 名古屋支店 (名古屋市中区) 中国支店 (広島市中区) 九州支店 (福岡市博多区) サテライトオフィス (大阪市淀川区)

(注) 2025年7月1日付で「東京支店」を「東京本社」に改称し、大阪本社との二本社制としております。

(主要な再生可能エネルギー発電所)

発電所名 (発電容量)	発電種別	所在地
佐賀伊万里バイオマス発電所 (46.0MW)	バイオマス発電	佐賀県伊万里市
福岡みやこメガソーラー南発電所 (約43.8MW)	太陽光発電	福岡県京都郡みやこ町
高知室戸メガソーラー発電所 (約30.2MW)	太陽光発電	高知県室戸市
茨城牛久メガソーラー発電所 (約29.4MW)	太陽光発電	茨城県牛久市
福岡みやこメガソーラー北発電所 (約23.2MW)	太陽光発電	福岡県京都郡みやこ町
千葉香取メガソーラー発電所 (約14.4MW)	太陽光発電	千葉県香取市

発電所名（発電容量）	発電種別	所在地
TESS静岡菊川ソーラー第一発電所（約9.5MW）	太陽光発電	静岡県菊川市
三重青山太陽光発電所（約9.3MW）	太陽光発電	三重県津市
淡路佐野メガソーラー発電所（約7.5MW）	太陽光発電	兵庫県淡路市
TESS千葉市原ソーラー発電所（約7.2MW）	太陽光発電	千葉県市原市

（注）バイオマス発電の発電容量は、発電端出力ベースの設備容量表記であります。また、太陽光発電の発電容量は、モジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記であります。

（7）使用人の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エンジニアリング事業	223名	33名増
エネルギーサプライ事業	226名	27名増
全社（共通）	77名	5名減
合計	526名	55名増

- （注） 1. 使用人数は就業人員（正社員のほか、契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員）は、臨時雇用者の総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度末に比べ使用人数が55名増加しております。主な理由は、事業拡大に向けた新卒社員、中途社員の採用に伴う増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
60名	5名減	37.5歳	8.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（正社員のほか、契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員）は、臨時雇用者の総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、テス・エンジニアリング株式会社における勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	12,450百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,682百万円
株式会社三井住友銀行	9,609百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 70,773,230株（自己株式130,156株を含む）

（注）当事業年度中の発行済株式の総数の増加は次のとおりであります。

従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行による増加 114,100株

第1回新株予約権の行使による増加 13,000株

- ③ 株主数 24,998名

- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 ス ト ー ン サ イ ド	5,200,000株	7.36%
石 脇 秀 夫	4,800,100株	6.79%
合 同 会 社 た か お か 屋	4,731,000株	6.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	4,048,700株	5.73%
株 式 会 社 瑛	3,857,600株	5.46%
株 式 会 社 Y	3,551,650株	5.02%
東 京 セ ン チ ュ リ ー 株 式 会 社	3,532,200株	5.00%
山 本 一 樹	1,555,300株	2.20%
J P J P M S E L U X R E B A R C L A Y S C A P I T A L S E C L T D E Q C O	1,477,524株	2.09%
石 田 智 也	1,396,500株	1.97%

（注） 持株比率は、自己株式130,156株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	石 脇 秀 夫	取締役会議長
代 表 取 締 役 社 長	山 本 一 樹	
専 務 取 締 役	高 崎 敏 宏	テス・エンジニアリング株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 麻 友 美	ESG・女性活躍推進担当兼人財戦略本部長
取 監 査 等 委 員	大 倉 博 之	株式会社サンビジネスサポート代表取締役 株式会社トービ監査役
取 監 査 等 委 員	井 上 正 基	株式会社櫻製作所代表取締役社長 株式会社櫻エナジー代表取締役社長 光陽産業株式会社代表取締役会長 Takeda Works株式会社代表取締役会長
取 監 査 等 委 員	青 木 透	キャリバーマネジメントAOKI代表 株式会社Consulente HYAKUNEN最高顧問 株式会社テクノスマート社外取締役監査等委員
取 監 査 等 委 員	中 坪 治	中坪治公認会計士事務所所長
取 監 査 等 委 員	重 盛 三千 緒	TRICOLORE株式会社フェロー財務アドバイザー 株式会社MobiSavi財務戦略ディレクター RadioNano Therapeutics株式会社財務戦略ディレクター

- (注) 1. 監査等委員である取締役大倉博之氏、井上正基氏、青木透氏、中坪治氏及び重盛三千緒氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役大倉博之氏、中坪治氏及び重盛三千緒氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・監査等委員である取締役大倉博之氏は、長年にわたり金融機関等に在籍し、金融・資本政策業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査等委員である取締役中坪治氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査等委員である取締役重盛三千緒氏は、主に金融機関及びスタートアップ業界において、財務・税務管理、資金調達等の業務に携わってきた経験があります。
3. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役（社外含む。）、監査役（社外含む。）、執行役員及び社外派遣役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の過誤・義務違反等を理由に提起された損害賠償請求、刑事訴追等に起因して被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による犯罪行為、背信行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項を設けております。

④ 取締役の報酬等

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本ア.において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(ア)基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬及び評価報酬（以下総称して「基本報酬」という。）とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

(イ)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期

又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬及び月例の評価報酬を合算した額とする。

固定報酬額は、当社グループにおける役員としての経験年数を通算した期間（一月未満は切り捨てる。）に応じて、役員規定に基づき決定するものとし、評価報酬額は、前事業年度における当社及び当社グループの業績、並びに前事業年度における各取締役の貢献度等を踏まえ、役員規定に基づき総合的に勘案して決定するものとする。

基本報酬には役員賞与は含まれず、また、役員賞与は支給しない。なお、将来的に役員賞与を支給する可能性があることは否定されず、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

(ウ)業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、当社の取締役に対し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しない（ただし、既に取締役が付与された当社株式に係る新株予約権は除く。）。なお、将来的に業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給する可能性があることは否定されず、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

(エ)金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類の比率は、基本報酬100%とする。

業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給することとなった場合は、指名・報酬諮問委員会において報酬等の種類ごとの比率の目安について検討を行う。取締役会（下記（オ）の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(オ)取締役の個人別の報酬等の内容決定についての委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の評価報酬の額とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を十分尊重し、決定をしなければならないこととする。

イ. 監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

当社は、2019年7月12日開催の指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、監査等委員である取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針について役員規定により定めております。

監査等委員である取締役の報酬等は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、監査等委員の職責及び経営人材の維持に資する水準を勘案して決定する方針であり、監査等委員である取締役は、その方針に基づき代表取締役が作成した報酬等の原案（ただし、株主総会で定める上限額の範囲内とする。）に対して、協議により報酬等を決定しております。

ウ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	297 (一)	297 (一)	—	—	4 (一)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	38 (36)	38 (36)	—	—	7 (6)
合 計 （うち社外取締役）	336 (36)	336 (36)	—	—	11 (6)

- (注) 1. 上表には、2025年9月26日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2018年3月13日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名です。また、別枠で2019年12月13日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬として、年額6百万円以内と決議しており、当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名です。
4. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年3月13日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長山本一樹氏に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人

別の報酬等の額については、上記臨時株主総会の決議による年額の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な月額報酬のうち評価報酬の金額を当社の内規及び指名・報酬諮問委員会からの答申結果を踏まえ決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員である取締役）大倉博之氏、井上正基氏、青木透氏、中坪治氏及び重盛三千緒氏の重要な兼職の状況については、「①取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社と各氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大倉 博之	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、監査等委員会13回の全てに、指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関で金融・資本政策業務に従事したことによる豊富な経験と幅広い見識に基づき、有益な提言及び助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、当社の投資案件に係るリスクヘッジの方策等について、適宜有益な発言を行っており、適切な役割を果たしております。
社外取締役 井上 正基	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、監査等委員会13回の全てに、指名・報酬諮問委員会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、機械装置製造会社の代表取締役社長として、特に経営企画業務に従事したことによる豊富な経験と幅広い見識に基づき、有益な提言及び助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、コンプライアンス体制を含む当社の経営体制全般について、適宜有益な発言を行っており、適切な役割を果たしております。

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	青木 透	2025年9月26日就任以降の当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会10回の全てに、指名・報酬諮問委員会1回に出席いたしました。出席した取締役会において、コンサルティング事業会社における人事戦略、人材育成、経営戦略等の豊富なコンサルティングの経験と、事業会社における監査等委員を長年務めた豊富な知見に基づき、有益な提言及び助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、組織運営及び組織基盤の強化について、適宜有益な発言を行っており、適切な役割を果たしております。
社外取締役	中坪 治	2025年9月26日就任以降の当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、これまでの監査法人、事業会社及び環境省において、公認会計士として、会計監査、CSR報告書に対する保証、環境コンサルタント業務及び環境行政等に従事した豊富な経験と、また、証券会社における引受審査業務の豊富な知見に基づき、有益な提言及び助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、財務・会計、内部統制及びサステナビリティへの対応等について適宜有益な発言を行っており、適切な役割を果たしております。
社外取締役	重盛 三千緒	2025年9月26日就任以降の当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、これまで金融機関において、財務・税務管理、内部監査対応等に従事した豊富な経験と、また、スタートアップ業界において、資金調達、内部統制システムの構築、投資家対応等の豊富な知見に基づき、有益な提言及び助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においても、経営の健全性及び透明性の確保等について適宜有益な発言を行っており、適切な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

オリエント監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重視し安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当社では、1株当たり配当金を為替予約に係るデリバティブ評価損益の影響を除いた1株当たり連結当期純利益で除した金額を連結配当性向と定義した上で、連結配当性向30%を目安に配当を実施し、業績向上に伴って還元拡充を図ってまいります。内部留保資金につきましては、事業開発、設備投資及び人材の育成のための財源として活用していく方針です。

剰余金の配当につきましては、毎年12月31日を基準日とした中間配当と毎年6月30日を基準日とした期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会又は取締役会であります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり9.54円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	43,194	流 動 負 債	34,439
現金及び預金	19,136	支払手形及び買掛金	1,505
受取掛手形	570	工事未払金	862
完成工事未収入金	5,522	短期借入金	17,731
契約資産	35	1年内返済予定の長期借入金	6,912
商品及び製品	2,817	リース債務	521
仕掛品	100	未払法人税等	1,076
未成工事支出金	107	契約負債	4,073
不動産事業支出金	198	賞与引当金	437
原材料及び貯蔵品	1,544	契約損失引当金	42
前払費用	705	完成工事補償引当金	86
倒引当金	8,511	その他の他	1,190
固定資産	3,956		
有形固定資産	△12	固 定 負 債	78,089
建物及び構築物	121,752	長期借入金	62,145
減価償却累計額	81,034	リース債務	5,485
建物及び構築物（純額）	6,583	繰延税金負債	5,999
機械装置及び運搬具	△1,751	資産除去債務	3,877
減価償却累計額	△755	長期預り金	0
機械装置及び運搬具（純額）	△23,215	退職給付に係る負債	576
工具、器具及び備品	△3,214	その他の他	3
減価償却累計額	68,739		
工具、器具及び備品（純額）	303	負 債 合 計	112,529
土地	△188		
リース資産	△1	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	113	株 主 資 本	42,015
減り（純額）	5,671	資本	6,813
建設仮勘定	△1,805	資本剰余金	19,661
無形固定資産	△21	利益剰余金	15,540
のれん	592	自己株式	△0
契約関連無形資産	1,840	その他の包括利益累計額	10,101
その他の資産	15,126	その他有価証券評価差額金	△1
投資有価証券	494	繰延ヘッジ損益	9,857
関係会社株式	10,141	為替換算調整勘定	245
関係会社出資金	4,490	非 支 配 株 主 持 分	300
繰延税金資産	25,591		
デリバティブ債権	987	純 資 産 合 計	52,417
その他の金融資産	649		
倒引当金	22	負 債 純 資 産 合 計	164,946
資産合計	164,946		

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：百万円)

[illegible]

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,741	流 動 負 債	2,104
現 金 及 び 預 金	24	1年内返済予定の長期借入金	1,700
売 掛 金	7	未 払 金	48
短 期 貸 付 金	27,950	未 払 費 用	14
1年内回収予定の長期貸付金	1,700	未 払 法 人 税 等	195
前 払 費 用	55	賞 与 引 当 金	58
そ の 他	3	そ の 他	86
固 定 資 産	26,168	固 定 負 債	22,810
有 形 固 定 資 産	1	長 期 借 入 金	13,900
そ の 他	1	退 職 給 付 引 当 金	98
無 形 固 定 資 産	13	デ リ バ テ ィ ブ 負 債	8,714
そ の 他	13	繰 延 税 金 負 債	97
投 資 そ の 他 の 資 産	26,153	負 債 合 計	24,914
関 係 会 社 株 式	3,185	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	13,600	株 主 資 本	30,596
保 険 積 立 金	47	資 本 金	6,813
デ リ バ テ ィ ブ 資 産	9,304	資 本 剰 余 金	22,707
そ の 他	15	資 本 準 備 金	8,885
資 産 合 計	55,909	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,822
		利 益 剰 余 金	1,075
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,075
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,075
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	398
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	398
		純 資 産 合 計	30,995
		負 債 純 資 産 合 計	55,909

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
営 業 収 益			
経 営 指 導 料		2,024	
受 取 配 当 金		420	2,444
営 業 費 用			
一 般 管 理 費		1,727	1,727
営 業 利 益			717
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		583	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益		5,340	
保 険 解 約 返 戻 金		0	
そ の 他		2	5,926
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		493	
支 払 手 数 料		6	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損		5,340	
そ の 他		0	5,840
経 常 利 益			803
特 別 損 失			
退 職 給 付 費 用		21	21
税 引 前 当 期 純 利 益			781
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		106	
法 人 税 等 調 整 額		31	137
当 期 純 利 益			643

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

テスホールディングス株式会社
取締役会 御中

オリエント監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岡 本	徹
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	前 田	佳 久
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 野 坂	幸 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テスホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

テスホールディングス株式会社
取締役会 御中

オリエント監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岡 本	徹
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	前 田	佳 久
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 野 坂	幸 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テスホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人オリエント監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人オリエント監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月25日

テスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 大 倉 博 之 ㊞

監査等委員 井 上 正 基 ㊞

監査等委員 青 木 透 ㊞

監査等委員 中 坪 治 ㊞

監査等委員 重 盛 三千緒 ㊞

(注) 監査等委員大倉博之、井上正基、青木透、中坪治及び重盛三千緒は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第17期の期末配当をいたしたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9.54円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は673,934,926円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、これに伴い、今後の事業運営及び経営体制のあり方を総合的に検討した結果、取締役会の構成を見直すこととしたため、取締役の人数を1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	 やま もと かず き 山 本 一 樹 (1970年10月30日生)	1993年4月 テス・エンジニアリング株式会社入社 2009年7月 同社取締役東京支店長兼東日本営業本部長 2010年4月 同社取締役東京支店長兼営業本部長 2012年8月 テス・テクノサービス株式会社（現当社） 取締役 2013年1月 エナジーアンドパートナーズ株式会社代表 取締役 2014年7月 テス・エンジニアリング株式会社取締役 経営企画室長 2017年7月 同社取締役企画本部長 2018年4月 当社専務取締役管理本部長 2022年9月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) なし	1,555,300株
【選任理由】 山本一樹氏を取締役候補者とした理由は、主に営業全般、経営企画等に従事し、豊富な業務経験・知識を有していることによるものです。同氏は、2009年7月よりテス・エンジニアリング株式会社取締役、2012年8月より当社取締役として企業経営に従事し、また、2018年4月からは当社専務取締役管理本部長として当社のバックオフィス部門全体を統括、2022年9月からは当社代表取締役社長として、当社グループの事業戦略を積極的に遂行する等、豊富な企業経営の経験と知見を活かし職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	 た か さ き と し ひろ 高 崎 敏 宏 (1971年 4 月12日生)	1995年 4 月 テス・エンジニアリング株式会社入社 2014年 7 月 同社執行役員東京支店長兼営業本部長 2017年 7 月 同社取締役東京支店長兼営業本部長 同年同月 同社代表取締役社長（現任） 2018年 4 月 当社取締役 2022年 9 月 当社専務取締役（現任） （重要な兼職の状況） テス・エンジニアリング株式会社代表取締役社長	1,023,000株
	【選任理由】 高崎敏宏氏を取締役候補者とした理由は、主に企業経営、営業全般等に従事し、豊富な業務経験・知識を有していることによるものです。同氏は、2017年 7 月よりテス・エンジニアリング株式会社代表取締役社長として当社グループの事業部門を適切に統括管理すると共に、2018年 4 月より当社取締役、2022年 9 月からは当社専務取締役として、企業経営に従事し職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	 よ し だ ま ゆ み 吉 田 麻 友 美 (戸籍上の氏名： と よ た ま ゆ み 豊 田 麻 友 美) (1971年10月9日生)	1994年9月 米国日本旅行北米販売センター (Nippon Travel Agency, Pacific) 入社 1997年7月 中央青山監査法人入所（国際本部翻訳プロ フェッショナル） 2001年4月 同所事業開発本部環境監査部 2003年9月 株式会社中央青山サステナビリティ認証機 構へ在籍出向 2006年3月 同社取締役 2007年7月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任 監査法人）入所、株式会社あらたサステナ ビリティ認証機構へ在籍出向 2008年4月 株式会社日本スマートエナジー（現株式会 社日本スマートエナジー認証機構）入社 2009年5月 同社代表取締役 2014年6月 株式会社スマートエナジー取締役 2022年5月 当社入社 執行役員ESG・女性活躍推進 担当 2022年9月 当社取締役ESG・女性活躍推進担当 2024年1月 当社取締役ESG・女性活躍推進担当兼人財 戦略本部長（現任） (重要な兼職の状況) なし	—
【選任理由】 吉田麻友美氏を取締役候補者とした理由は、主に企業経営、企業向けサステナビリティ認証・コンサルティング、GHG排出権取引関連業務等に従事し、豊富な業務経験と高い専門知識を有していることによるものです。同氏は、2022年5月より当社執行役員として当社の経営に適切かつ有益な助言や提言を行い、2022年9月からは当社取締役ESG・女性活躍推進担当として、また、2024年1月からは当社人財戦略本部長も兼任し、当社グループのESGの観点からのサステナビリティに関する取り組み及び女性活躍のための施策を積極的に実施する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の過誤・義務違反等を理由に提起された損害賠償請求、刑事訴追等に起因して被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。

以上

(ご参考)

第2号議案に付議する取締役候補者を含む当社の取締役の専門性・経験（スキルマトリックス）

氏名	性別	社外／独立 役員	現在の当社における 地位	在任 期間	専門性・経験						
					企業経営	業界 知識・ 経験	グローバル	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人材開発・ ダイバー シティ	ESG
山本 一樹	男		代表取締役 社長	14年 1か月	●	●		●	●	●	
高崎 敏宏	男		専務取締役	8年 6か月	●	●	●				
吉田 麻友美	女		取締役	4年	●	●	●			●	●
大倉 博之	男	社外 独立	監査等委員 である取締役	8年 6か月	●			●			
井上 正基	男	社外 独立	監査等委員 である取締役	8年 6か月	●	●	●		●	●	
青木 透	男	社外 独立	監査等委員 である取締役	1年	●			●		●	
中坪 治	男	社外 独立	監査等委員 である取締役	1年				●	●		●
重盛 三千緒	女	社外 独立	監査等委員 である取締役	1年	●		●	●			

会場

ホテル阪急インターナショナル 6階「瑞鳥」

TEL (06) 6377-2100



茶屋町口より

.....徒歩約3分

「中津」駅 4番出口より

..... 徒歩 約3分

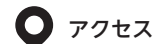
御堂筋口または南口より

..... 徒歩 約10分

「梅田」駅 1 番出口より

..... 徒歩 約10分

※当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

